

第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）

1 地域での自立生活への支援の推進

（1）相談体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人からのさまざまな相談（一般相談）については、令和7年に基幹相談支援センターを開設し、多様な相談に対応しています。

引き続きの周知と機能の充実が必要です。

主に関連する施策

施策番号3
「基幹相談支援センター」の周知 及び機能の充実

また、障がいに限らず、複雑化した課題に対応できるような相談体制を充実していくことが必要です。

計画相談支援等に関する相談員が不足しており、必要な計画策定が難しい場合が生じています。そのため、相談支援事業所の新規参入や事業を継続するための支援を行います。

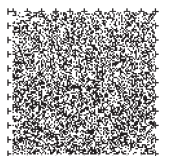
施策番号2
障がい福祉に関連する相談支援体制の整備

多様な相談体制を考えていく中で、同じような境遇や課題のある人同士が情報交換したり、アドバイスを行うことで、支え合うことも重要なため、今後充実を図ることが必要です。

施策番号8
障がい当事者同士の交流・相談の場の確保

【施策の方向】

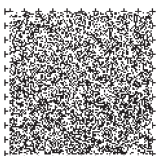
基幹相談支援センターの周知を引き続き図るとともに、相談支援専門員の育成を図ることで、障がいのある人が、障がい以外の内容を含んだ複雑化した内容でも、安心して相談ができる体制をつくります。



《主な取り組み》

① 相談支援の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
1	福祉相談の充実	市民等からの相談に対して、制度等の情報提供や専門の相談窓口の案内等を行うとともに、必要に応じて関係各課、関係機関と連携した支援を行います。 また、様々な事情により、経済的に困窮し、生活や仕事等に関する相談に専門の相談員が自立に向けた相談支援を行います。	社会福祉課	修正
2	障がい福祉に関連する相談支援体制の整備	基幹相談支援センター、委託相談事業所の設置により、障がいのある人や家族、支援機関等からの様々な種類の相談に対応していきます。	障害福祉課	修正
3	「基幹相談支援センター」の周知及び機能の充実	基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核として、総合・専門的な相談や、相談支援事業所への指導・助言等を行います。休日や夜間の緊急時等のため、24時間相談に対応できる体制を整備します。 基幹相談支援センターの機能の充実について、調査・研究を進めます。	障害福祉課	修正
4	相談体制継続のための整備	相談支援事業所が事業を継続するための環境整備について、基幹相談支援センターと連携しながら検討します。 また、相談支援専門員の育成を図るため、既存事業者や新規参入希望者に対し養成研修等の情報提供を行います。	障害福祉課	修正
5	「こころの健康相談」の実施	精神科医師や精神保健福祉士による、こころの健康相談を実施します。	障害福祉課	継続
6	発達障がいに関する相談体制の整備等	発達障がいに関して相談を希望する人が地域で相談できる支援体制の拡充を図ります。 また、県が設置している発達障害者支援センターC A S（キャス）と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行っていきます。	障害福祉課	継続

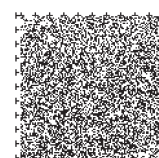


② 包括的な相談支援体制の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
7	地域における相談支援体制の強化の取り組み	基幹相談支援センターを中心として、地域の相談支援体制を強化できるよう、相談支援事業所のバックアップや、障害福祉サービス事業所同士の連携強化、地域とのネットワーク強化に取り組めます。	障害福祉課	新規

③ ピアサポートの活用

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
8	障がい当事者同士の交流・相談の場の確保	身体障害者相談員・知的障害者相談員の配置により、障がいのある人や家族等からの相談に対応していきます。 障がいのある人同士が交流できる場を確保し、社会参加や問題の解決等を支援するための、ピアサポート活動を促進します。	障害福祉課	新規



(2) 情報提供手段の充実

【現状と課題】

情報提供に関しては、アンケートやヒアリング等から、現在の情報提供体制が充分ではないとの指摘が多くありました。

そのため、多様な障がいのある人の特性に応じた提供手法を活用して、情報をわかりやすく提供することが必要です。

主に関連する施策

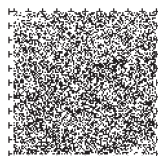
施策番号 10
視覚障がいのある人に配慮した情報提供の充実 など

また、障害福祉サービス利用者が介護保険を利用できる年齢になった際には、介護保険サービスがわかりづらいという意見もあったため、必要な情報を提供することが必要です。

施策番号 14
給付・助成・サービス等に係る情報の適時かつ適切な方法での発信 など

【施策の方向】

現状の情報提供体制では充分でないとの指摘があるため、障がいのある人や家族等が求める情報提供手段により、よりわかりやすい形での情報提供を行います。



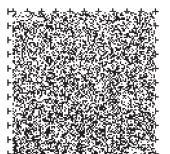
《主な取り組み》

① 情報格差の解消

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
9	情報バリアフリーの促進	障害者地域活動支援センターで身体・知的・精神障がいのある人を対象に講座を実施し、障がいのある人および家族の情報取得技術の向上を図ります。また、DAISYなどのICT（情報コミュニケーション機器）の活用を推進します。	障害福祉課	修正
10	視覚障がいのある人に配慮した情報提供の充実	音訳ボランティア等が広報しろいなどの発行物を音訳する活動を支援します。また、音訳したCDを希望者に配付するほか、YouTube等で配信し、誰でも自由に試聴できる機会を提供します。	秘書課	修正
11	図書館での障がいのある人へのサービス	視覚障がいのある人、肢体不自由児者などの図書館の利用が困難な市民に対し、必要な情報提供を行うとともに、その読書要求に応えます。	文化センター（図書館係）	修正
12	高次脳機能障がいのある人への支援	県で実施する高次脳機能障がいのある人への支援の取り組み（県高次脳機能障害支援拠点機関等）を活用しながら、関係機関との連絡調整や情報提供などに努めます。	障害福祉課	継続

② わかりやすい情報の発信

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
13	ホームページのアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上	市ホームページについて、導入している閲覧者支援ツール（文字の大小・色の変更）に頼るだけではなく、職員がアクセシビリティチェックツールを活用し、視覚（色覚）障がいのある人をはじめ、誰もが閲覧しやすいホームページ作成に努めます。	秘書課	修正
14	給付・助成・サービス等に係る情報の適時かつ適切な方法での発信	障がいのある人やその家族等が受けられる給付・助成・サービス等についての情報をより確実に伝えるため、内容・対象者・緊急性等に応じて、広報紙・市ホームページ・個別通知・窓口配布（保健福祉ガイドブックやパンフレット類）・メール配信等の中から最適な方法を選択し、時機を逃さずに発信します。	障害福祉課	修正
15	家族への支援	障がいのある人の家族に対して、講演会・研修会等を開催し、障がいの理解のための情報提供をすることで家族支援を図ります。	障害福祉課	継続



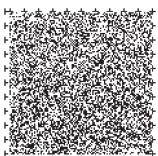
1 地域での自立生活への支援の推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
16	こどもの家族への支援	ペアレント・プログラムを開催し、こどもへの関わり方や考え方を学ぶことで、育児負担の軽減を図ります。	障害福祉課	継続
17	障がい理解の推進	職員及び教職員を対象とした、障がい理解及び合理的配慮に関する研修の参加の機会を設け、その充実を図ります。 本市からの情報発信やイベントが、誰にでもわかりやすく参加しやすいものになるよう、障がいに合わせた配慮について関係各課に周知し、連携して取り組みます。	障害福祉課	新規

③DX*への対応

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
18	オンライン予約システムの活用	こころの健康相談について、空き状況の確認や予約に、LINEを活用します。 こども発達センターの個別療育の予約や、一部の通知に、LINEを活用します。	障害福祉課	新規
19	情報共有システムの活用	情報共有システムを活用し、児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する児童の支援者同士の情報共有を推進します。	障害福祉課	新規

*デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)デジタル技術(AI、IoT、ビッグデータなど)を活用して、従来の業務プロセスやビジネスモデルを変革するものです。



（3）権利擁護の充実

【現状と課題】

アンケート結果によれば、差別等を受けた経験がある人が、知的障がいのある人では約半分、精神障がいのある人では約4割、障がい児では全体の3割となっており、その中で「学校」で差別を受けた経験があると回答した障がい児が多くなっています。

そのため、障がいのある人の差別解消が重要な課題となっています。

精神障がいを除くと、前回調査と比較して割合は低下していますが、障がいのある人にとって権利が尊重されていない場面が多くあります。

主に関連する施策

施策番号 26
障がいのある人に対する差別解消の推進 など

【施策の方向】

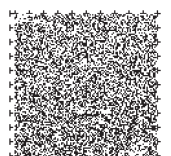
現状では障がいのある人の権利が十分に確保されていないため、権利擁護体制の充実を図るとともに、障がいにより差別されることがないように、安心して地域自立生活を送れる体制を構築します。

また、障がいのある人がまちづくりに積極的に参加できるよう、環境整備を図ります。

《主な取り組み》

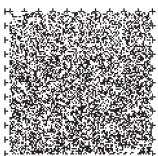
① 権利擁護の推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
20	「成年後見制度」の利用促進	意思表示が困難な障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度やその相談窓口の周知と利用の支援に努めます。また中核機関として地域連携ネットワークの構築に向けた検討を行います。	障害福祉課	修正
21	日常生活自立支援事業及び成年後見事業の推進	在宅で日常生活を送る上で十分な判断ができない人や体の自由がきかない人が地域で安心して生活できるように支援する日常生活自立支援事業及び成年後見事業を推進します。	社会福祉協議会	継続
22	福祉サービスの利用に係る苦情等への対応	本市が提供する福祉サービスについての苦情に適切に対応できるよう、市福祉施設サービス苦情相談員の協力も得て利用者の意向を把握し解決に努めます。また、民間事業者が提供する障害福祉サービス等についての苦情に対しては、必要に応じて千葉県運営適正化委員会等の関係機関と連携し、速やかな解決を図ります。	障害福祉課	継続



②当事者参画の推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
23	まちづくりへの参画の促進	障がいのある人やその家族、障がい者支援事業所等の意見等を各種施策に的確に反映させるため、市と関係者が協働で計画の策定や進捗状況の把握に努めます。	障害福祉課	継続
24	投票しやすい環境の整備	期日前投票所及び各投票所に簡易スロープ、点字器、点字氏名掲示、車いす、老眼鏡、文鎮などを設置するとともに、必要に応じて職員が代理投票（本人の意思を2人の職員で確認した上で代筆する。）を行い、障がいのある有権者が投票しやすい環境づくりを進めます。	選挙管理委員会	継続



③障がい者虐待防止・差別解消の推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
25	障がいのある人の虐待防止等対策	障がいのある人への虐待について、障害者虐待防止センターにおいて、家庭等における暴力対策ネットワーク会議に基づいた対応や相談・支援により、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。	障害福祉課 子育て支援課	継続
26	障がいのある人に対する差別解消の推進	障がいのある人への差別や合理的配慮の不提供について、相談・支援により、差別の解消、合理的配慮の提供の推進を図ります。	障害福祉課	継続

（４）交流や理解、意見交換が行える地域づくり

【現状と課題】

主に関連する施策

障がい児では、特別支援学校等に通うこどもの保護者同士での交流の場が少ないことが課題です。

施策番号 28
子育て親子のたまり場事業

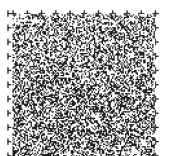
アンケート結果を見ると、一般市民や中学生は障がい児者との交流等は比較的積極的に行う傾向はあるものの、障がいのある人の制度やマークの周知度は、一部を除き低くなっています。そのため、障がいに関する周知が必要です。

また、障がい児者を支援する団体や人に対しての理解も進める必要があります。

施策番号 27
障がい理解の推進など

【施策の方向】

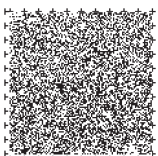
障がいの有無・年齢・性別・国籍などに関わらず、多様な人々がより積極的に交流することで理解し合い、お互いが活発に意見交換をすることができる地域づくりを目指します。



主な取り組み≫

① 交流事業の推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
27	障がい理解の推進	本市からの情報発信やイベントが、誰にでもわかりやすく参加しやすいものになるよう、障がいに合わせた配慮について関係各課に周知し、連携して取り組みます。	障害福祉課	新規
28	子育て親子のたまり場事業	子育て親子が気軽に集い交流を図れるようにするため、児童館での活動の場を充実させます。 障がいがあるこどもがいる保護者が家庭に引きこもりがちになる現状を踏まえ、障がいの有無にかかわらず誰もが利用できる環境づくりを推進します。	子育て支援課	新規
29	地域交流の推進	白井市障害者支援センターにて開催する地域交流イベントについて周知や、公共施設や行事等を活用し、市民との交流や障がい理解を促進します。	障害福祉課	新規
30	「ふれあい広場チャレンジパーソンズスポーツ」の推進	他団体との共同で開催している「ふれあい広場チャレンジパーソンズスポーツ」への障がい当事者の参加を促進し、社会参加の実現を図ります。	障害福祉課	継続
31	支援者同士の交流・意見交換の場づくり	①幼稚園・保育園・こども園の職員と、児童発達支援事業所の職員との意見交換会を開催し、相互理解の促進・発達支援の質の向上につなげます。 ②障害児通所事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）の職員が交流する機会を提供し、相互理解の促進・発達支援の質の向上につなげます。	障害福祉課	新規



②当事者団体の育成支援

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
32	障がい児者団体の育成・支援	障害者地域活動支援センター、地域福祉センターを中心として、障がい児者関連団体の活動の場の提供や育成を図り、当事者団体相互の連携の強化とネットワークづくりを推進します。 また、「自発的活動支援補助金」等の活用により、団体の活動を支援します。	障害福祉課	修正

主に関連する施策

（５）福祉サービスの充実と福祉人材の確保

【現状と課題】

視覚障がいのある人の多様なニーズへの対応や音訳への潜在的なニーズの把握も重要となっています。

聴覚障がいのある人に向けて、通訳者の配置や、要約筆記などの配慮が必要です。

施策番号 10
視覚障がいのある人に配慮した情報提供の充実(再掲)

知的障がいのある人は、当事者及び保護者の高齢化が進んでおり、将来的には当事者が一人で暮らしていくことのできる仕組みが必要です。グループホームの数が少ないのが現状です。

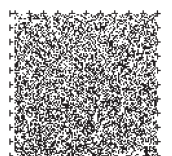
施策番号 37
地域生活支援事業の推進

精神障がいのある人や家族は、世間から孤立して、家族だけで問題を抱えている人が多くいます。また、精神障がいのある人が気軽にいける場所があると良いと考えられます。

施策番号 36
障害者地域活動支援センターの充実

障がいに支援が必要なこどもの児童発達支援、放課後等デイサービスは、必要な支援を提供できる専門的な人材を備えた事業所が、需要に対して不足しています。また、こどもに必要なタイミングでの利用開始や支援内容に添って事業所を選びにくい現状です。

施策番号 33
指定障害福祉サービスの推進 など



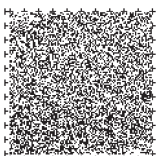
【施策の方向】

特別なニーズに対応できる体制のある障害福祉サービス事業所の充実に努めるとともに、福祉サービスの質の向上を支援し、人材不足が深刻化している障害福祉サービスや、障がいに関するボランティアなどに係る人材の確保を図ります。また、公共施設の最適配置等を含め、各事業を定期的に見直すことにより、常にその時代のニーズに合った事業展開を推進します。

《主な取り組み》

① 指定障害福祉サービス等の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
33	指定障害福祉サービスの推進	障がいのある人の自立の支援・促進や介護者・支援者の負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに属する各事業の推進を図ります。 また、県の指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する市町村意見申出の制度を利用し、本市のニーズを反映したサービス提供の推進を図ります。	障害福祉課	継続
34	補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にする補装具の費用を給付し、自立生活の支援・充実に努めます。	障害福祉課	継続
35	地域生活支援拠点等の機能の充実	多様化・複合化する福祉問題を抱える障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点等に必要な、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの各機能が発揮されるよう、地域自立支援協議会等での検討を行い、機能の充実に努めます。	障害福祉課	修正
9	情報バリアフリーの促進(再掲)	情報コミュニケーション技術の急速な進展に対応するため、各種講習会、講座の開催などによる障がいのある人の技能の向上と、障がいのない人との情報格差の縮小を図ります。	障害福祉課	修正
10	視覚障がいのある人に配慮した情報提供の充実(再掲)	音訳ボランティア等が広報しろいなどの発行物を音訳する活動を支援します。また、音訳したCDを希望者に配付するほか、YouTube等で配信し、誰でも自由に試聴できる機会を提供します。	秘書課	修正



②地域生活支援事業の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
36	障害者地域活動支援センターの充実	地域生活をしている障がいのある人が、生き生きとした生活を送れるよう、定期的な講座や障がいの有無によらない多様な人々との交流・仲間づくりの場の提供など、センター事業の充実に努めます。	障害福祉課	継続
37	地域生活支援事業の推進	地域で暮らす障がいのある人の自立・日常生活の支援及び介護者の負担の軽減のため、個々のニーズに合った移動支援や意思疎通支援（手話通訳派遣）、日中一時支援、日常生活用具給付などの地域生活支援事業の推進を図ります。	障害福祉課	継続
38	小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付	小児慢性特定疾患児に特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	障害福祉課	継続
39	コミュニケーションの支援	障がいのある人の外出機会を拡大するため、意思疎通支援事業を活用して、支援員や手話通訳者等を派遣し、さまざまな活動に参加する機会の提供を図ります。	障害福祉課	修正

③福祉人材の確保

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
40	福祉人材の確保のため、協議の場の設置	福祉人材の確保を図るため、現状の状況把握と情報交換を行うため、協議の場を設けます。	障害福祉課	新規

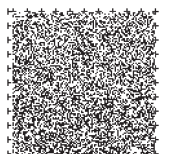
（6）保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

幼児健康診査などにより障がい等の早期発見に努め、早期対応・療育を、個々の障がい特性を考慮しつつ進めていくことが必要です。また、生活習慣病をはじめとする疾病の予防や早期発見、早期治療を行って、身体障がい等の発生予防・重症化の予防に努めることが必要です。

主に関連する施策

施策番号 41
母子保健事業の推進 など



【施策の方向】

障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいの特性を踏まえ個別のニーズに対応できるよう、療育体制の整備に努めます。また、保健サービスの実施や、その結果に応じた医療につなげる支援の実施を図ります。

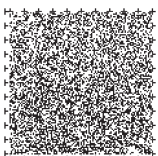
《主な取り組み》

① 早期発見、療育体制の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
41	母子保健事業の推進	新生児訪問、乳児育児相談、1歳6か月及び3歳児健康診査の際に医師等による内科診察・健康相談等を行い、疾病や精神・運動発達の遅れを早期に発見して、事後指導・育児支援の充実を図ります。	健康課	継続
42	ライフサポートファイルの活用	障がいのある児童やその保護者が、年代ごとや支援機関ごとの支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを配布します。	障害福祉課	修正
43	発達に関する相談・療育の実施	心身の発達に心配のある児童の状況に応じて、グループ療育、個別療育などを行い、心身の発達を支援します。	障害福祉課	継続

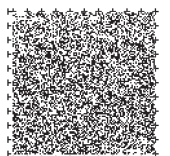
② 保健サービスの実施

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
44	各種健（検）診事業の実施	障がいがあっても受診しやすい環境づくりを心がけ、各種がん検診及び特定健康診査等を受診し、自らの健康管理に役立てることができるようにします。	健康課 保険年金課	継続
45	歯科口腔保健の推進	障がい者（児）の口腔機能を維持するため、歯科保健指導や歯科健康診査を実施します。	健康課 障害福祉課	継続
46	感染症発生時の支援	重大な感染症の発生時には、障がいのある人や障害福祉サービス等事業所に対する必要な支援を迅速に行います。	障害福祉課	継続



③ 医療につなげる支援の実施

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
47	健康相談の実施	障がいのある人、難病患者およびその家族を含む市民を対象に、健康相談を実施し、必要に応じて適切な医療が受けられるよう支援します。	健康課	継続
48	医療機関情報等の提供	市民が病院の場所や診療時間、休診日、急病時の対応などを知り、安心して生活を送れるよう、広報紙、ホームページ、市公式 LINE 等で医療機関等の情報を提供します。	健康課	継続



2 社会参加の支援・促進

(1) 障がい児の保育・教育の充実

主に関連する施策

【現状と課題】

放課後等デイサービスでは、必要な支援を提供できる専門的な人材を備えた事業所が、需要に対して不足しています。

施策番号 33
指定障害福祉サービスの推進

あわせて、就労と、療育施設の利用・通学・通院とのスケジュール調整が難しく、仕事と療育の両立が困難であるという意見が多くあります。

施策番号 50
保育所等における受入れの推進

さらに、学校では支援学級、支援学校など就学先の相談、高校の選び方、発達の悩みごとなどの相談への対応が必要です。

施策番号 51
就学相談の充実など

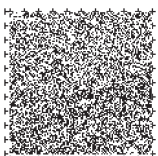
【施策の方向】

障がいの有無に関わらず、こどもが地域の中で暮らしながら、自分らしく暮らしていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた療育・保育・教育体制の整備・充実に努めます。あわせて、発達に支援の必要なこどもの保護者が安心して就労等ができる体制を作ることが必要です。

《主な取り組み》

① 早期発見、療育体制の充実

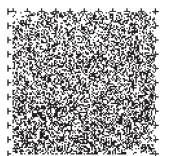
番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
49	ライフサポートファイルの活用〔再掲〕	障がいのある児童やその保護者が、年代ごとや支援機関ごとの支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、ライフサポートファイルを配付します。	障害福祉課	修正
43	発達に関する相談・療育の実施（再掲）	心身の発達に心配のある児童の状況に応じて、グループ療育、個別療育などを行い、心身の発達を支援します。	障害福祉課	継続



番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
50	保育所等における受入れの推進	保育所等における障がい児の入所受入体制の充実に努め、一人ひとりの個性や適性に応じた保育を行います。 また、保護者の就労の有無に関わらず障がい児が保育・幼児教育を受けられるよう、児童発達支援事業所を併設した認定こども園を整備します。	保育課	修正

②学校教育（特別支援教育）の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
51	就学相談の充実	一人ひとりの障がい、能力、適性等に応じた教育ができるよう、教育支援委員会など相談体制の整備を図り、適切な就学相談を行います。	教育支援課	継続
52	通級による指導教室（ことばの教室）の充実	言語に障がいのある児童が、障がいの状態に応じて特別な指導を受けることができる通級による指導教室の充実を図るとともに、他校に設置された通級による指導教室に自家用車で通う児童の保護者にガソリン代の補助を行います。	教育支援課 学校政策課	継続
53	個別支援学級（特別支援学級）の充実	障害の種類や状態に応じた教育ができるよう、施設・設備の充実や学級の開設を図り、必要に応じて個別支援学級支援スタッフを配置します。	教育支援課 学校政策課	
54	教職員の研修の充実	教職員の障がい理解を深めるため、研修等の充実を図ります。 また、個別支援学級（特別支援学級）担任の各種研修を充実させ、担当教諭の資質の向上に努めます。	教育支援課	継続
55	学齢期のこどもの療育の充実	障がいのある小中高生に生活能力向上のために必要な訓練等を行うため、放課後等デイサービス事業所へ障害児通所給付費の支給を行います。	障害福祉課	修正
4	相談体制継続のための整備（再掲）	利用者が障害福祉サービスや地域移行・地域定着支援、障害児通所支援を適切に利用できるよう、計画相談指定障害児相談支援事業者の指定を進め、支援体制の充実を図ります。	障害福祉課	修正



③インクルーシブな教育・保育の推進（交流学級、障がい理解の教育）

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
56	交流および共同学習の充実	各学校の計画に基づき、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流および共同学習を推進します。	教育支援課	継続
57	障がい理解の促進	小中学校において、障がい理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい理解の学習や障がいのある人との交流及び共同学習等を進めるなどの福祉教育を推進します。	教育支援課	継続
58	放課後児童クラブ（学童保育）における受入体制の整備	市内学童保育所において、障がいのある児童の受入れを行います。	保育課	継続

(2) 就労の支援・促進

主に関連する施策

【現状と課題】

知的障がいや精神障がいのある人が働くためには、特に職場の理解があることが重要です。

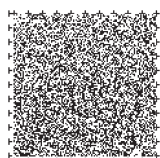
施策番号 59
障がい者雇用への
理解の促進 など

また、就労移行支援から就労定着支援までをサポートする仕組みが必要です。また、生活リズムを確立するため、自立訓練(生活訓練)が重要です。

施策番号 60
連携の推進・強化
など

【施策の方向】

全ての障がいのある人が安心して働ける環境を作れるよう、関係機関と連携しながら職場での理解を進めるとともに、就労支援や就労後の定着支援を推進します。また、障がいのある人を雇用している事業者に対して積極的に情報提供等を行います。



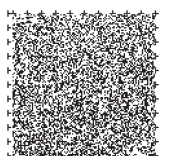
《主な取り組み》

①一般就労の推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
59	障がい者雇用への理解の促進	市地域自立支援協議会に就労支援部会において、事業者も参加して協議することなどにより、障がい者雇用についての事業者の理解促進を図ります。	障害福祉課	修正
60	連携の推進・強化	公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターとの連携を推進・強化し、相談と情報提供など、適切な対応を図ります。また、特別支援学校、障害福祉サービス事業所、事業主等の関係機関と連携することにより、横断的に相談や指導の体制を支援します。	障害福祉課 産業振興課	修正
61	一般就労の支援	就労支援員を配置し、一般就労に向けた相談に応じます。また、チャレンジドオフィスで知的障がいや精神障がいのある人を雇用し業務を行うことで一般就労へ向けた支援を行うほか、特別支援学校の生徒や障害者就労支援事業所へ通所する人に対し職場実習の機会を提供します。	障害福祉課	継続
62	公共機関における障がい者雇用の推進	市役所、図書館などの公共施設において、障がいのある人の雇用を推進し、法定雇用率以上の雇用に努めます。	人事課	継続

②福祉的就労の推進（優先調達など）

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
63	就労継続支援事業の利用促進	福祉的就労の機会を拡大するため、市福祉作業所における就労継続支援事業を運営するとともに、市内外の就労継続支援事業所の情報を積極的に提供し、利用を促進します。	障害福祉課	修正
64	「優先調達」の推進	白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の内容を、調達実績とともに公表します。また、市の各課に市内就労施設等が供給できる物品等について情報提供し、物品等調達額の増加に努めます。	障害福祉課	継続



(3) 各種活動の支援・促進

主に関連する施策

【現状と課題】

障がいのある人が、地域の中で全ての人とともに多様な活動ができるよう、環境整備を図ることが求められています。

施策番号 65
外出支援対策の推進 など

また、活動の場所まで円滑に移動できるよう、移動手段の確保が必要となっています。

施策番号 66
気軽に利用できる地域公共交通の整備 など

【施策の方向】

障がいのある人の移動手段の確保を図るため、地域のニーズに合ったサービスを検討、推進していくほか、気軽に利用できる地域公共交通を整備します。

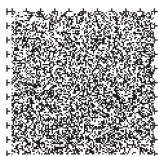
また、障がいのある人が気軽に参加できるよう、レクリエーション活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援を図ります。また、多様な人々が一緒に行う各種活動についても支援します。

あわせて、障がいのある人の家族への支援を実施します。

《主な取り組み》

① 移動手段の確保

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
65	外出支援対策の推進	障がいのある人の外出機会を拡大するため、福祉タクシー事業や地域生活支援事業の移動支援事業の推進のほか、福祉車両の貸し出しや認定福祉ドライバーの養成など、地域のニーズに合ったサービスの充実を図ります。	障害福祉課 高齢者福祉課	修正
66	気軽に利用できる地域公共交通の整備	単独での外出はできるものの、自家用車を自由に使うことができない人の外出機会を確保するため、コミュニティバス等の既存の公共交通機関や新たな移動手段をそれぞれの特性を生かして組み合わせ、気軽に利用できる地域公共交通を整備します。	都市計画課	修正



②家族支援

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
16	家族への支援(再掲)	障がいのある人の家族に対して、講演会・研修会等を開催し、障がいや障がい者への理解のための情報提供をすることで家族支援を図ります。 また、障がいのあるこどもの保護者に対してペアレント・プログラムを開催し、こどもへの関わり方や考え方を学ぶことで、育児負担の軽減を図ります。	障害福祉課	新規
58	放課後児童クラブ（学童保育）における受入体制の整備	市内学童保育所において、障がいのある児童の受入れを行います。	保育課	継続

（４）文化・芸術・スポーツの振興

【現状と課題】

障がいのある人が、文化・芸術・スポーツ活動をより積極的に行えるよう、国では平成30年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、障がいのある人自身が、多様な文化・芸術・スポーツ活動を進めることが定められました。

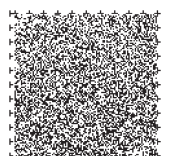
そのため、障がいのある人が、文化・芸術・スポーツ活動を進めることができるよう、環境整備を進める必要があります。

主に関連する施策

施策番号 67
スポーツ・文化・芸術等活動の支援・促進 など

【施策の方向】

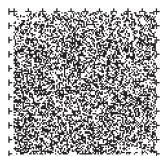
障がいのある人も気軽に参加できるよう、文化芸術活動への参加を支援します。また、学校卒業後のスポーツ活動の機会の拡充に努めます。



《主な取り組み》

① スポーツ・文化・芸術活動への支援促進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
67	スポーツ・文化・芸術等活動の支援・促進	障がいのある人も気軽に参加しやすい行事、講座、教室や、指導者の育成、学校体育施設の開放、団体活動への参加相談を実施しスポーツ・文化・芸術・レクリエーション活動を支援・促進し、社会参加を図ります。	障害福祉課 生涯学習課	継続
68	「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」の推進	「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」への障がい当事者の参加を促進し、社会参加の充実を図ります。	障害福祉課	継続



3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

（１）福祉活動の促進

【現状と課題】

障がいのある人が、円滑な社会生活を過ごすために、障がいのない人が、障がいのことなどについて知ったり学んだりする場が必要です。そのことにより、「知らない」から生じるトラブル等を未然に防ぐことができるようになります。

主に関連する施策

施策番号 69
理解の啓発推進
など

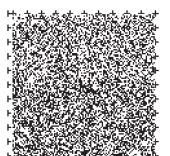
【施策の方向】

障がいのある人への理解をさらに深めていくため、障がいや障がいのある人についての正しい情報を提供するなどの広報・啓発活動の充実を図ります。また、福祉意識の普及や福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

《主な取り組み》

① 啓発活動の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
69	理解の啓発推進	障がい理解のための情報を、広報紙、ホームページ等への掲載や講演会・研修会等の開催、福祉サマースクールなどによって提供し、障がいについての知識の普及啓発を推進します。	障害福祉課 社会福祉協議会	継続
70	障害者週間行事の開催	障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害者週間行事を開催します。	障害福祉課	継続
71	職員等の研修機会の充実	職員及び教職員を対象とした、障がい理解及び合理的配慮に関する研修の機会を設け、その充実を図ります。	人事課 障害福祉課 教育支援課	継続
57	障がい理解の促進 〔再掲〕	小中学校において、障がい理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい理解の学習や障がいのある人との交流及び共同学習等を進めるなどの福祉教育を推進します。	教育支援課	継続



② ボランティア活動の促進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
72	ボランティアセンター活動の強化	ボランティア活動や福祉NPO活動を支援するとともに、ボランティアを必要とする人との間をつなぐボランティアセンターの充実を図ります。	社会福祉協議会	継続
73	ボランティアの育成	ボランティアセンターなどにおいて障がいのある人とのコミュニケーションの方法、人権擁護意識についての学習等専門的な研修等を行い、多様なニーズに対応できるようボランティアの育成を図ります。また、組織的に活動しやすい環境整備を進め、継続的な活動を促進します。	社会福祉協議会 障害福祉課	継続
74	ボランティア情報の充実	広報紙「社協しろい」やホームページ、ボランティアセンター情報紙で障がい者ニーズ等の紹介を行い、住民啓発とボランティア登録者の増強を図ります。また、手話・朗読等の障がい者関連の各種講座の開催につき、広く情報提供を図ります。	社会福祉協議会	継続
75	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進	地区社会福祉協議会（市内9地区）による「いきいきサロン」など、地域の特性を活かした地域ぐるみ福祉ネットワークの促進を図ります。	社会福祉協議会	継続

(2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

主に関連する施策

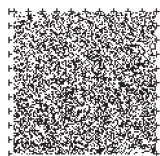
【現状と課題】

障がいのある人が安心して地域で活動できるようにするため、バリアフリー、ユニバーサルデザインを進めていくことが必要です。

施策番号 77
公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 など

【施策の方向】

障がいがあっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できるよう、全ての人にやさしいまちづくりを目指すため、バリアフリー及びユニバーサルデザインを推進します。



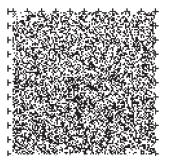
「主な取り組み」

①外出環境の整備

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
76	都市公園の環境整備	障がいのある人を含めた全ての利用者が、安全で快適に利用できる都市公園の環境整備を推進します。	都市計画課	継続
77	公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	身体障がい者等の自立と積極的な社会参加を支援・促進するため、誰もが利用する建築物において、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）と千葉県福祉のまちづくり条例に基づき身体障がい者等が安全に安心して利用できるような整備を推進します。	公共施設マネジメント課 教育総務課	継続
78	民間建築物における福祉的配慮の推進	千葉県福祉のまちづくり条例の対象となる公益的施設等の新設や改修を行う場合は、誰もが利用しやすい施設となるように配慮の協力をお願いするとともに、県が実施する施策に協力していきます。	建築宅地課	継続
79	交通安全施設等の整備	障がいのある人や高齢者が道路を安全に通行できるよう、歩道の新設、視覚障がい者誘導ブロックの敷設、歩道の段差や勾配の改良、音響式信号機設置の要望等を、関係機関と協力しながら計画的に推進します。	道路課	継続
80	路上放置物等障害物の解消	障がいのある人が歩道を安全に安心して通行できるよう、関係機関と協力して不法占有物の撤去を行うとともに、歩行空間の確保に努めます。	道路課	継続

②住宅バリアフリーの推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
81	住宅増改築相談の実施	障がいのある人が生活しやすい住宅の整備を進められるよう、住宅増改築相談の充実と推進に努めます。	建築宅地課	継続
82	住宅改造費助成制度の推進	障がいのある人が自宅で快適に生活できるよう、浴室、トイレ、廊下等の改造に要する費用の一部を助成し、自立および介助に適した環境の整備を支援します。	障害福祉課	継続



(3) 防犯・防災等対策の推進

【現状と課題】

障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、相談窓口の充実や情報提供のための講座の開催などが求められています。

主に関連する施策

施策番号 83
犯罪被害防止の普及 など

また、障がいのある人が災害時に安全かつ速やかに避難し、避難先においても安心して生活できるよう適切な環境を確保することが求められています。

施策番号 85
避難行動要支援者
支援策の推進
など

【施策の方向】

障害のある人が安心して暮らすことができるよう、防犯体制の整備を進めます。また、本市の地域防災計画等と連携し、障がいのある人が災害時においても安全に避難できるよう体制の充実を図ります。

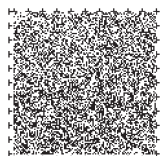
《主な取り組み》

① 防犯対策

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
83	犯罪被害防止の普及	防犯情報をホームページやメール等で発信するほか、障がいのある人が犯罪被害に遭わないための知識を習得できるよう、なるほど行政講座「防犯・交通安全講話」を実施します。	市民活動支援課	修正

② 災害・緊急時対応

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
84	防災知識の普及	障がいのある人及び支援者等の防災に関する知識の普及を図るため、市広報紙、防災講話等による啓発を行います。	危機管理課	継続
85	避難行動要支援者支援策の推進	避難行動要支援者名簿の整備・項目の加除を行い、避難支援等関係者と情報共有を図ります。また、要支援者の個別避難計画の策定を進めます。	危機管理課	継続



番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
86	災害時応援協定の推進	災害発生に必要なとなる福祉用具の確保等について、関係機関とあらかじめ供給協定の締結等を行い支援体制の整備に努めます。	危機管理課 社会福祉課 障害福祉課 高齢者福祉課	修正
87	福祉避難所の体制整備	障がいがあり、一般の避難所では生活が困難な人が安心して避難生活を送れるよう、指定福祉避難所の体制整備及び協定福祉避難所との連携を強化します。	危機管理課 社会福祉課 障害福祉課 高齢者福祉課	修正
88	緊急時の体制の整備	救急キット、ヘルプカード、ヘルプマーク、緊急通報装置の貸与やネット119の活用により緊急時の支援活動における救援活動が円滑・迅速に実施できるよう、体制の整備に努めます。	障害福祉課 高齢者福祉課	修正

③消費生活相談の実施

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
89	消費生活相談等の実施	消費生活センターで、窓口での相談の他、電話での相談も受け付ける消費生活相談を継続し、障がいのある人も含めたすべての市民の消費生活全般についての相談や苦情を受け付け、解決を支援します。また、広報紙、ホームページ、消費者だより等で消費者被害の事例情報、悪質商法の手口等に関する情報、訪問や勧誘による販売やネットショッピング等の留意点等の消費生活に関する情報提供を行うほか、ニーズに沿った消費者講座等を開催します。	産業振興課	継続

